

## 第3回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

### 議 事 要 旨

#### 1 日 時

令和5年10月16日（月） 午前10時00分～

#### 2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 3階 会議室

#### 3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

#### 4 審議事項

最低賃金金額審議について

#### 5 議事要旨

##### (1) 最低賃金金額審議について

岡山県鉄鋼業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

##### 【労働者側の意見要旨】

前回提示額から1円引き下げた44円を提示する。

岡山県の地賃の引上げ率4.48%の0.08%を切り捨てた4.8%を現行の鉄鋼の特定最賃1,010円に乗じると44円となる。

##### 【使用者側の意見要旨】

前回提示額から4円引き上げた32円を提示する。

全国の中小企業の製造業平均賃上げ率が3.19%であり、最低賃金が実質適用される中小企業の賃上げ率の実態を加味し、この金額を提示させていただく。

公益より再度金額提示の余地はないか尋ねたところ、労使双方が再検討し、以下の意見が述べられた。

**【労働者側の意見要旨】**

前回提示額から1円引き下げた43円を提示する。

連合の調査で製造業の引上げ率3.92%というものがあり、1,010円に3.92%を乗じると39.5円となる。39.5円の端数を切り上げた40円に近隣諸県との格差是正として3円をプラスした43円を提示したい。

**【使用者側の意見要旨】**

前回提示額から7円引き上げた39円を提示する。

計算の根拠は、経団連調べの大手企業の賃上げ妥結率が3.99%ということで、大手企業ですらこのレベルなので、かなり高い額を提示した認識である。

(2) 労使協議について

金額提示後、労使双方から労使協議の意向が示され、労使協議が行われた。労使協議の結果、40円で労使合意した。

(3) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
- ・岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）（案）